

令和5年度

第5回第二農地部会定例会議事録

令和5年8月30日（水）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和5年度 第5回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年8月30日(水) 午前10時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

11番	笠原 浩一	3番	竹原 よし子	7番	滝沢 記一
8番	小山 一成	10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成
17番	高波 澄男	18番	田鹿 敏行	19番	中嶋 琢郎

(2) 農地利用最適化推進委員(16名)

(安塚区)	松苗 秀幸				
(浦川原区)	井部 慎一				
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛			
(牧区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一		
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜		
(大潟区)	細谷 正夫				
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武			
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久			
(三和区)	福原 弥				

2 欠席委員

(1) 農業委員…1番	長井 恒夫	5番	橋本 春美	21番	大島 伸一
(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区)	和栗 正男	(浦川原区)	藤村 鉄也		
	(三和区)	高橋 浩一			

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	主任	春谷 政男		
大島区駐在室	主任	朝倉 一彦		
牧区駐在室	主任	古海 一夫		
柿崎区駐在室	室長	石澤 親久	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	新保 和己		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	橋立 理		
農業委員会事務局	局長	池田 忠之		
	副局長	金子 良仁		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

12番	長瀬 一成	17番	高波 澄男
-----	-------	-----	-------

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案なし

②浦川原区駐在室管内分

議案なし

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

議案なし

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案なし

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【1. 開会】 午前10時 それでは、これより令和5年度第5回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>本日は、出席委員9名、欠席委員3名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員16名、欠席推進委員3名です。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 12番 長瀬 一成 委員、17番 高波 澄男 委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 18番 田鹿 敏行 委員の発声をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>《大島区駐在室の議案》 最初に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>

大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。番号2903番と2904番の2件です。</p> <p>いずれも譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人より贈与を受けるものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」貸借権移転1件を説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じた貸借権を現在の耕作者から大島農業振興公社へ移転するものです。</p> <p>具体的な対象農地は、3頁の対象農用地等リストのとおりであり、契約期間については、現在の契約期間を引き継ぐことになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、市長より農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願ひます。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定9件をご説明いたします。4頁、番号2965番から6頁、2973番をご覧ください。</p> <p>4頁、番号2965番から5頁、2972番までの8件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定で、契約期間は1年が3件、2年が1件、3年が2件、6年が2件です。</p> <p>6頁、番号2973番は新規設定です。貸付人が高齢により耕作することが困難となったために利用権を設定するもので、契約期間は2年です。</p> <p>これら9件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><牧区駐在室の議案></u></p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定1件をご説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>番号3303番は、これまで円滑化団体を通じ貸借権を設定していましたが、契約期間満了に伴い、農地中間管理機構を通じた貸借に切り替えるものです。具体的な対象農地は2頁の対象農用地等リストのとおりです。</p> <p>本件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><<u>議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について</u>></p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号3703番は、柿崎区高畑地内の農地を「工事ヤード」として一時転用するものです。</p> <p>2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者である株式会社INPEXパイプラインは、申請地南側の畑に埋設されている天然ガスパイプライン防食装置撤去工事に伴い、申請農地の一部を工事ヤードとして利用するものです。</p> <p>工事期間は、許可日から令和5年10月31日までです。撤去工事完了後は、速やかに農地に復旧する計画です。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種農地に該当し、転用は可能となります。</p>

<p>議 長</p>	<p>土地利用計画は、隣接する原野の土地も利用し、油圧ショベル等の駐車場及び通路として利用するものです。</p> <p>隣接する農地の所有者、農家組合長、町内会長からは同意を得ており、また、転用者、農地の所有者から周辺農地に被害を及ぼさない旨の誓約書が提出されています。</p> <p>工事ヤードは、必要最小限な面積の転用としており、工事の性質上、他の土地では代用することができず、一時的な利用であることから、許可基準を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 9 件を説明いたします。4 頁、番号 3903 番から 6 頁、番号 3911 番をご覧ください。</p> <p>いずれも契約期間満了に伴い、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>これら 9 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>＜<u>頸城区駐在室の議案</u>＞</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について</u>＞</p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。1頁、番号5304番をご覧ください。</p> <p>頸城区下吉地内の登記簿地目「畑」、面積330㎡を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。2頁、番号5426番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の財産整理のため、譲受人へ贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>なお、本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定1件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>3頁、番号5427番をご覧ください。</p>

議 長	<p>本案件は新規設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 8602 番をご覧ください。</p> <p>遠隔地に居住する譲渡人の離農に伴い、申請地の隣に居住している者に所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>貸借権設定、番号8724番及び8725番の2件は再設定です。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>【7. その他】</p> <p>他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
<p>笠原部会長</p>	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。</p> <p>長時間のご審議、ご苦労様でした。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p> <p>閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p> <p>(田鹿職務代理あいさつ)</p>
<p></p>	<p>【9. 閉会】</p>

柿崎区 駐在室長	<p>以上をもちまして、令和5年度第5回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前10時23分終了</p> <p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>
-------------	---